每週月.水.金曜日発行

富山県報

第5130号

Ħ

次

告	亦	
++	かたけ	と光田仲の亦田マ

○保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林法第 189条の規定による告示及び掲示

3

○道路の区域変更

1 3

公 告

○物品等の売却に係る一般競争入札の実施

○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

11

○都市計画の変更案の縦覧

16

○土地改良区の役員の就退任

17

富山県告示第337号

保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林法第 189条の規定による 告示及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更する予定である次の森林について、森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第 189条の規定により当該通知を関係市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和5年9月6日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
 - 富山県南砺市利賀村百瀬川字東山157、158の1、160、161の1、163、字西山94、113、114の1、114の3、117、118、123、字下尻高1、富山市馬瀬字越坂谷割92の1、92の甲2、東猪谷字中山割13の8
- 2 所在が不分明である通知の相手方

大島岩蔵、柳原一二美、平田徳芳、高田豊太郎、谷内健朗、谷内磯次郎、岩 **倉栄、花木一重、柿下栄一**

3 通知の内容

1の森林について、令和5年7月10日富山県告示第293号で告示したとおり 保安林の指定施業要件を変更する予定である。

4 森林法第 189条による掲示

令和5年8月18日から南砺市役所に掲示した。

令和5年8月10日から富山市役所に掲示した。

富山県告示第338号

保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林法第 189条の規定による 告示及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更する予定である次の森林について、森林法(昭和26 年法律第 249号) 第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知の相手 方が所在不分明のため、同法第 189条の規定により当該通知を富山市役所に掲示す るとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和5年9月6日

富山県知事新 田 八 朗

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 富山県富山市東猪谷字上山割7、9、10
- 2 所在が不分明である通知の相手方 清水徳広、柿下栄一、岩崎正晴
- 3 通知の内容

1の森林について、令和5年7月10日富山県告示第294号で告示したとおり 保安林の指定施業要件を変更する予定である。

4 森林法第 189条による掲示 令和5年8月10日から富山市役所に掲示した。

富山県告示第339号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法(昭和27年法律第 180号) 第18条 第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において9月6日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年9月6日

富山県知事新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区間	変 更 記憶	号 敷地の幅員メートル	延長メートル	縦覧場所	
県道 沓掛生地線	黒部市沓掛字道上割3706 番1から	変更前	最大 12.4 最小 6.2	668.7	新川土木 センター	
	黒部市出島33番まで	変更後	最大 25.8 最小 10.1	668.7	入善土木 事務所	
県道	黒部市沓掛字道上割3700 番1から	変更前	最大 12.9 最小 6.8		新川土木 センター	
沓掛魚津線	黒部市沓掛字道上割3701番2まで	変更後	最大 15.1 最小 6.8	26.8	入善土木 事務所	

VVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVV

VVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVV

物品等の売却に係る一般競争入札の実施

物品等の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 167条の6第1項の規定により公告する。

令和5年9月6日

富山県知事新 田 八 朗

1 入札に付する事項

- (1) 売却物品等の名称及び数量 消防ポンプ車富山800さ753 1台
- (2) 売却物品等の機能、性能等 入札説明書による。
- (3) 引渡期限 令和5年11月10日
- (4) 引渡場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令第 167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 入札日までに富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)第86条第3項の 規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
 - (3) この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。
- 3 競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加申込書を当該入札参加申込書の 提出期限までに、4の(1)の機関へ直接持参するか又は郵便(4の(3)の提出期限 までに必着とすること。)により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなけ ればならない。競争入札参加資格の確認を受けない者は入札に参加することが できない。

- 4 入札参加申込書の提出場所等
 - (1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及 び問い合わせ先(この公告に関する事務を担当する室課の名称)

〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号 富山県出納局総務会計課用度管理係 電話 076-444-3423、3424(直通)

(2) 入札説明書の交付方法

令和5年9月6日から令和5年9月20日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝 日に関する法律(昭和23年法律第 178号)に規定する休日を除く。)の午前8時 30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において

希望者に無料で交付する。

- (3) 入札参加申込書の提出期限 令和5年9月26日(火) 午後5時15分
- 5 入札書の提出方法 直接持参する方法とする。
- 6 入札及び開札の日時、場所等
 - (1) 入札及び開札日時 令和5年10月3日(火) 午前10時30分
 - (2) 入札及び開札場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号 富山県出納局総務会計課入札室
 - (3) 開札は入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。
- 7 入札保証金に関する事項 入札説明書による。
- 8 契約保証金に関する事項 入札説明書による。
- 9 入札の無効に関する事項 次に掲げる入札は、無効とする。
 - (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者の した入札
 - (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札
- 10 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額とするので、消費税及び地方消費税を含 めた総額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)で記 載すること。

- 11 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもっ て入札したものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入

札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、くじを引かない 者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引か せ、落札者を決定する。

(3) 入札の結果、落札となるべき入札をした者がないときは、直ちに、再度の入 札をすることがある。

12 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用す る言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。

物品等の売却に係る一般競争入札の実施

物品等の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 167条の6第1項の規定により公告する。

令和5年9月6日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 入札に付する事項
 - (1) 売却物品等の名称及び数量 除雪車ローダ富山99の958 1台
 - (2) 売却物品等の機能、性能等 入札説明書による。
 - (3) 引渡期限 令和5年11月10日
 - (4) 引渡場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令第 167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 入札日までに富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)第86条第3項の

規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

- (3) この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。
- 3 競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加申込書を当該入札参加申込書の提 出期限までに、4の(1)の機関へ直接持参するか又は郵便(4の(3)の提出期限まで に必着とすること。)により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければな らない。競争入札参加資格の確認を受けない者は入札に参加することができない。

- 4 入札参加申込書の提出場所等
 - (1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及 び問い合わせ先(この公告に関する事務を担当する室課の名称)

〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号 富山県出納局総務会計課用度管理係 電話 076-444-3423、3424(直通)

(2) 入札説明書の交付方法

令和5年9月6日から令和5年9月20日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝 日に関する法律(昭和23年法律第 178号)に規定する休日を除く。) の午前8時 30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において 希望者に無料で交付する。

- (3) 入札参加申込書の提出期限 令和5年9月26日(火) 午後5時15分
- 5 入札書の提出方法 直接持参する方法とする。
- 6 入札及び開札の日時、場所等
 - (1) 入札及び開札日時 令和5年10月3日(火) 午前11時00分
 - (2) 入札及び開札場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号 富山県出納局総務会計課入札室
 - (3) 開札は入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。
- 7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

- 8 契約保証金に関する事項 入札説明書による。
- 9 入札の無効に関する事項 次に掲げる入札は、無効とする。
 - (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
 - (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額とするので、消費税及び地方消費税を含めた総額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)で記載すること。

11 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札したものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入 札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、くじを引かない 者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引か せ、落札者を決定する。
- (3) 入札の結果、落札となるべき入札をした者がないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

12 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。

物品等の売却に係る一般競争入札の実施

物品等の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 167条の6第1項の規定により公告する。

令和5年9月6日

富山県知事 新 田八 朗

- 1 入札に付する事項
 - (1) 売却物品等の名称及び数量 除雪車ロータリー富山99な517 1台
 - (2) 売却物品等の機能、性能等 入札説明書による。
 - (3) 引渡期限 令和5年11月10日
 - (4) 引渡場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令第 167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 入札日までに富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)第86条第3項の 規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
 - (3) この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。
- 3 競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加申込書を当該入札参加申込書の提 出期限までに、4 O(1)の機関へ直接持参するか又は郵便 (4 O(3)の提出期限ま でに必着とすること。)により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなけれ ばならない。競争入札参加資格の確認を受けない者は入札に参加することがで きない。

- 4 入札参加申込書の提出場所等
 - (1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及 び問い合わせ先(この公告に関する事務を担当する室課の名称)

〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係 電話 076-444-3423、3424(直通)

(2) 入札説明書の交付方法

令和5年9月6日から令和5年9月20日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝 日に関する法律(昭和23年法律第 178号)に規定する休日を除く。)の午前8時 30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において 希望者に無料で交付する。

- (3) 入札参加申込書の提出期限 令和5年9月26日(火) 午後5時15分
- 5 入札書の提出方法 直接持参する方法とする。
- 6 入札及び開札の日時、場所等
 - (1) 入札及び開札日時 令和5年10月3日(火) 午前11時30分
 - (2) 入札及び開札場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号 富山県出納局総務会計課入札室
 - (3) 開札は入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。
- 7 入札保証金に関する事項 入札説明書による。
- 8 契約保証金に関する事項 入札説明書による。
- 9 入札の無効に関する事項 次に掲げる入札は、無効とする。
 - (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者の した入札
 - (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札
- 10 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額とするので、消費税及び地方消費税を含

めた総額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)で記 載すること。

11 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもっ て入札したものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入 札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、くじを引かない 者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引か せ、落札者を決定する。
- (3) 入札の結果、落札となるべき入札をした者がないときは、直ちに、再度の入 札をすることがある。

12 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用す る言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法 施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は 特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」 という。) 第6条の規定により公告する。

令和5年9月6日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品等の名称及び数量 電子計算組織(高等学校11校、特別支援学校5校) 一式
 - (2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

- (3) 借入期間
 - 令和6年3月1日から令和11年2月28日(60箇月)
- (4) 借入場所仕様書のとおり
- (5) 借入条件入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について(令和5年富山県告示第183号)第1の規定に該当しない者であること。
 - (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に 係る競争入札に参加する者に必要な資格等について(令和5年富山県告示第 183号)第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を 5(2)の提出期限までに、提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合 は、これに応じなければならない。

- 4 電子入札の実施
 - (1) 競争参加資格確認申請書及び入札書等の提出は、とやま電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

ただし、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して提出を行うことができない者は、書面による提出を行うことができる。

(2) 電子入札システムにより提出する書類は、締切時間を指定した場合を除き、

富山県の休日を定める条例(平成元年富山県条例第1号)第1条第1項に規定 する県の休日(以下「休日」という。)を除く午前8時30分から午後8時まで に送信すること。

また、持参又は郵送により提出する書類は、締切時間を指定した場合を除き、 休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで(持参の場合は正午から午後1 時までの時間を除く。)に出納局総務会計課に必着すること。

(3) 入札手続きに係る提出場所及び問い合わせ先(この公告に関する事務を担当 する室課の名称)

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 富山県出納局総務会計課用度管理係 電話 076-444-3423、3424(直通)

- 競争参加資格確認申請書及び入札説明書等
 - (1) 競争参加資格確認申請書及び入札説明書に定める書類の提出方法 電子入札システムを使用して提出すること。

なお、書面で提出しようとする者は、提出期限までに持参又は郵送により、 4(3)へ提出すること。また、この場合において郵送によるときは、書留郵便等 発送の記録が残る方法とし、提出期限までに必着とすること。

- (2) 競争参加資格確認申請書及び入札説明書等に定める書類の提出期限 公告の日から令和5年9月22日(金)午後5時15分まで
- (3) 入札説明書等の配布

令和5年9月6日(水)から令和5年9月15日(金)までの間(休日を除 く。) の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、4(3) の場所において希望者に無料で交付するほか、富山県入札情報サービスシステ ム(下記URL)の「入札公告情報」に公開する。

https://toyama.efftis.jp/ebid01/PPI/Public/PPUBC00100

- (4) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時 令和5年9月11日(月)午前11時00分
 - イ 場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

- 6 入札・開札の日時
 - (1) 入札書の提出方法 5(1)と同様とする。
 - (2) 入札書の提出期間

令和5年10月4日(水)午前8時30分から令和5年10月6日(金)午後4時まで

ただし、提出締切の前日までは午前8時30分から午後8時(紙入札者の入札 書の提出は午後5時15分)まで

(3) 開札日時

令和5年10月10日(火)午前10時00分より

入札は電子入札システムで実施し、入札者は開札に立ち会うことはできない こととする。

なお、再入札を実施する場合、翌営業日の同じ時間に開札を実施する。

7 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の1箇月分の賃借料の金額とする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額 を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税 事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 入札保証金に関する事項 免除とする。
- 9 入札の無効に関する事項 次に掲げる入札は、無効とする。
 - (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
 - (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該同価の入札 について電子くじにより、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再入札をする。 再入札における入札書の提出期間及び開札日時は入札説明書による。
- (4) 再入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとする。再入 札の回数は原則として1回を超えないものとする。

11 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be obtained:
 Personal Computer Network System for teaching, 1 set.
- (2) Time limit of tender: By 4:00 p.m. 6 October 2023.
- (3) Contact point for notification:

General Affairs, Accounting and Property Management Division Treasury Bureau

Tovama Prefectural Government

1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.

930-8501 Japan

Telephone: 076-444-3423, 3424

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第2項において準用する同法第18条 第1項の規定により次のとおり都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2 項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の変更案 を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市 計画の変更案について、県に意見書を提出することができる。

令和5年9月6日

富山県知事 新 田 八 朗

1 都市計画の種類及び名称

(種類) 魚津都市計画道路

(名称) 3 · 2 · 1 号 魚津駅中央線

3・4・5号 片貝早月線

3・4・6号 魚津臨港線

3・5・8号 魚津大光寺線

3・5・10号 カーバイド上村木線

3・5・11号 馬出町友道線

3・5・12号 魚津本江線

3・6・13号 漁港西魚津駅線

3 · 6 · 14号 村木魚津駅線

- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 変更する部分

魚津市住吉、上口一丁目、上口二丁目、新角川一丁目、本町一丁目、新宿の 各一部

(2) 削除する部分

魚津市本町二丁目の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

- 3 都市計画の変更案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間

令和5年9月6日から令和5年9月20日まで

(2) 場所

富山県土木部都市計画課

魚津市産業建設部都市計画課

(「別紙図面」は、省略し、3の(2)に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

土地改良区の役員の退任

入善土地改良区の役員であった次の者が令和5年6月5日退任した旨届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第18項の規定により公告する。

令和5年9月6日

富山県知事 新 田 八 朗

職名氏名

住所

理事村中輝久 下新川郡入善町墓ノ木 23番地

土地改良区の役員の就任

入善土地改良区の役員に次の者が令和5年7月10日就任した旨届出があったので、 土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第18項の規定により公告する。

令和5年9月6日

富山県知事 新 田 八 朗

職名氏名

理事中山広和

下新川郡入善町墓ノ木 56番地

18

令和5年9月6日印刷発行

発 行 富

山 県

富山県富山市新総曲輪1番7号 電話富山 076—444—3153番